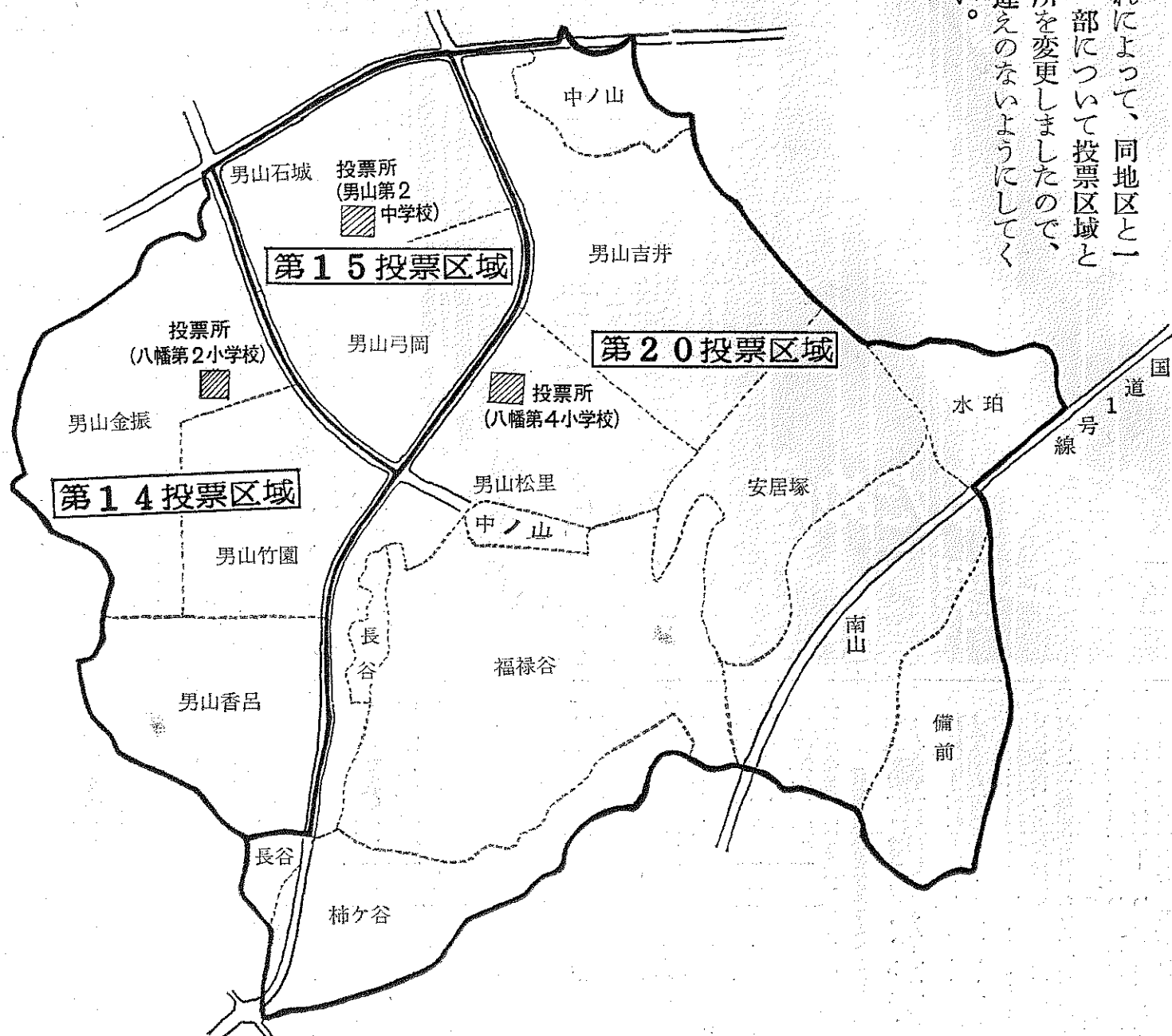


投票所の場所が変りました

新しい投票区と投票区域

投票区 (投票場所)	投票区域
第14投票区 (八幡第2小学校)	男山香呂・男山竹園・男山金振
第15投票区 (男山第2中学校)	男山弓岡・男山石城
第20投票区 (八幡第4小学校)	男山吉井・男山松里・八幡長谷・八幡柿ヶ谷・八幡福緑谷・八幡中ノ山・八幡安居塚・八幡南山・八幡備前・八幡水珀



男山地区の有権者の増加に伴い、投票の円滑化をはかるため、男山地区南部に新しく「第二〇投票区(投票所『第四小学校体育館』)」を設置しました。

これによって、同地区と一区の一部について投票区域と投票所を変更しましたので、お間違えのないようにしてください。

男山吉井十番地の市営住宅にお住みの方は「志水公民館」で投票をしてください。

男山地区南部(男山吉井・男山松里・男山石城・男山弓岡・男山金振・男山竹園・男山香呂)投票区は二カ所でしたが、有権者の増加に伴い、今回の京都府知事選挙から同地区の投票区を三カ所にしました。

また、第十四投票所に利用されてきた南センター集会所を、今回から「八幡第二小学校体育館」に変更し、投票時における混雑を解消することになりました。

そのほか、今まで第一投票所で投票していただいていた「八幡備前、八幡南山、八幡水珀、八幡中ノ山、(一部)」にお住まいのみなさんについても、今回から「八幡第四小学校体育館」の第二十投票所に変更になりました。

投票にあたっては、投票区域、場所をもう一度確認のうえ、お間違えのないようお願いいたします。

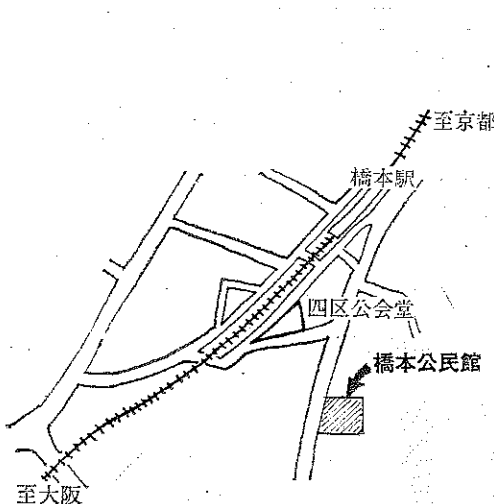
上区→第7投票区 下区→第9投票区

投票所名称を変更

投票場所名称は従来どおり
上区(岩田)、下区(上奈良、下奈良、二階堂)の投票所名が変更されました。

今回の選挙から上区を「第七投票所」、下区を「第九投票所」とします。ただし、投票所の場所は今までどおり、上区は「上区公会堂」、下区は「都隣保館」です。

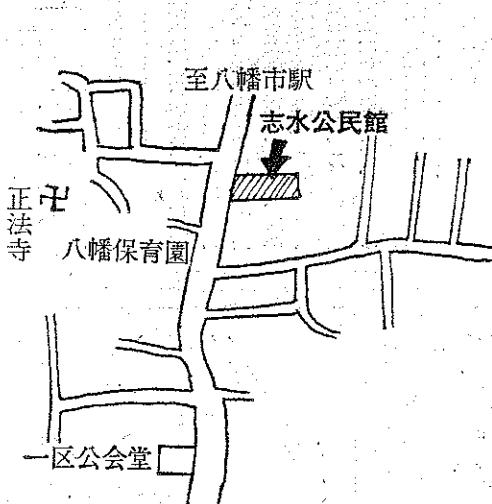
第4投票所 (四区の一部) → 橋本公民館



第四投票所(四区の一部)の設置場所を四区公会堂から「橋本公民館」に変更しました。

左図の投票場所を確認し、お間違えのないようにしてください。

第1投票所 (一区の一部) → 志水公民館

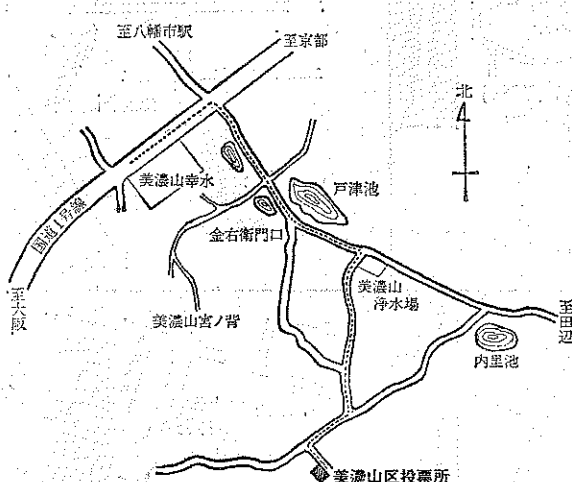


第一投票所(一区の一部)の設置場所を一区公会堂から「志水公民館」に変更しました。

左図の投票場所を確認し、お間違えのないようにしてください。

美濃山幸水にお住まいの方

投票所は「美濃山区公会堂」



美濃山幸水から、同地区投票所の美濃山公会堂(美濃山出島四一)までは、左図の点線に沿って行かれることが最もわかりやすくなっています。(同経路の各所に案内標識を設置します)

(在宅投票)

身体障害者手帳・戦傷病者手帳をお持ちのからだの不自由な方で郵便でしか投票できないとき

4月7日までに市選挙管理委員会へ手続きを

郵便で投票

(不在者投票)

やむを得ない事情で自分の住んでいる市町村外の区域で働いており投票できないとき

旅行先や滞在地で投票するときは

滞在地の市町村の選挙管理委員会へ宣誓と請求の用紙をもらって

選挙人名簿のある市町村の選挙管理委員会へ投票用紙等を請求

投票日に指定の投票所の区域外で働いており投票できないとき

印かんをもって市選挙管理委員会へ

投票用紙と封筒と証明書が送られてきます

お産や入院予定などで投票日に投票所へ行けないとき

やむを得ない事情を宣誓用紙に宣誓する

投票用紙をもって近くの市町村または滞在地の選挙管理委員会へ投票

投票日に指定の投票所で投票できるとき

投票所入場整理券をもって投票所へ

投票

投票のあらまし

明るい選挙で
きれいなまちづくり